

D40・D41 エネルギー管理士受験講座  
(熱分野・電気分野) 受講者の皆様

法改正に伴う「エネルギー管理士受験講座」課目 I テキスト  
4 章改訂版発行のお知らせ

JTEX (訓) 日本技能教育開発センター  
企画開発グループ  
TEL 03-3235-8682

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度は弊センターの通信教育講座をご利用いただき誠にありがとうございます。

さて、今回ご受講いただきました「エネルギー管理士受験講座」の 1 課目 I エネルギー総合管理および法規テキスト (2022 年 6 月 1 日発行 第 8 版) 4 章 (159～215 ページ) において、エネルギーの使用の合理化等に関する法令等の改正に伴う変更がございました。

つきましては、該当のページを法改正に合う内容に改めた、改訂版を発行しましたのでお知らせいたします。

また改訂版の PDF は、「受講者 My ページ」から閲覧いただけます。受講者証に記載の受講者番号とパスワードをご確認の上、「受講者 My ページ」(<https://jtex.jp/mypage/Login.aspx>) にログインいただき、「お知らせ」からご覧ください。「受講者 My ページ」は JTEX ホームページ (<https://www.jtex.ac.jp/>) からリンクしています。なお、この PDF は閲覧期限が「受講開始日から 1 年以内」となるため、ダウンロードもしくは印刷してお使いいただくことを推奨いたします。

下記に、改正のポイントと試験への対応をまとめています。何卒ご確認をお願い申し上げます。 敬具

記

【改正のポイント】

(1) 省エネ法の法律名が変更になりました。

(新) エネルギーの使用の合理化**及び非化石エネルギーへの転換**等に関する法律

(旧) エネルギーの使用の合理化等に関する法律

(2) 法律の目的も次のように変更されています。非化石エネルギーへの転換が追加され、電気の需要の“平準化”は“最適化”に変更されました。

- ① エネルギーの使用の合理化
- ② **非化石エネルギー (水素, アンモニア, 太陽光, 風力, バイオ燃料, 廃油等)への転換**
- ③ 電気の需要の平準化 **最適化** (時間帯により需要シフト (上げ), (下げ) を促す)

(3) エネルギーの定義に、非化石エネルギーとして**水素, アンモニア, バイオエタノール, バイオガス, 木材, RDF, 廃タイヤ, 廃油等**が追加され、これらの使用量も原油換算エネルギー使用量として計算することになりました。

これにより、テキストの以下の問題の解答が変更になります。なお、改訂版では一部問題が変更されています。

○テキスト 172 ページ 例 4-1(3)

f の「ボイラで消費した廃棄食用油の発熱量」もエネルギー使用量に含まれることになりました。

〔解答〕 9. a と e と f

○テキスト 183 ページ 例 4-5(2)

「太陽電池で発電した電気」は、省エネ法上のエネルギーに該当することになりました。

$$G = (\text{工場使用燃料の熱量換算値} + \text{購入電気の熱量換算値} \\ + \text{太陽電池で発電した電気の熱量換算値}) \times \text{換算係数} \\ = \{(50 \times 10^4) + (30 \times 10^4) + (2 \times 10^4)\} \times 0.0258 = 21\,156 \text{ kl}$$

〔解答〕 2. 21 156 ~~20 640~~

○テキスト 206～207, 211 ページ 4 章 章末問題 問 1(2)

<解答群> エ 3 096 ~~3 354~~ 〔解答〕 6-シ, 7-エ, 8-チ

d の「廃プラスチック」を非化石燃料としてカウントします。

○テキスト 208～209, 213 ページ 4 章 章末問題 問 2(2)

<解答群> イ 1 496 ~~1 419~~ ウ 1 600 ~~1 522~~ 〔解答〕 5-タ

e の「木材チップ」を非化石エネルギーとしてカウントします。

○1 か月目レポートの課題 4(2)は、採点対象から除外します。

#### 【試験への対応】

(1) 4 章以外の、エネルギー概論、エネルギー管理技術などは従来どおり学習してください。

(2) 省エネ法の問題では、前記の【改正のポイント】(2)法律の目的 に示したとおり、言葉として「**非化石エネルギーへの転換**」が出題される可能性があります。また、非化石エネルギーとして「**水素、アンモニア、太陽光、風力、バイオ燃料、廃油等**」の言葉が出た場合は、これらも法律の中でエネルギーとして定義されましたので、記憶しておいてください。

(3) エネルギー管理統括者、エネルギー管理企画推進者、エネルギー管理者等の選任・解任等に変更はありません。

第一種エネルギー管理指定工場、第二種エネルギー管理指定工場等の指定等も変更ありません。

(4) 特定事業者等の指定基準である、原油換算 1 500 kl の年間エネルギー使用量を計算する際に、新たに**水素、アンモニア、太陽光、風力、バイオ燃料、木材、廃油等**の使用量も加えることになりました。

以上  
(2307)